

議案第7号

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和  
7年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準  
用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学  
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等た  
めの措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児  
童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対  
象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象  
業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性  
及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る  
犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他  
の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。